

第2回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（上月委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第2号議案「令和5年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に、教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより、公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものであるため非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本臨時会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) また、第1号議案「令和6年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」ですが、第2号議案の内容と関連したものとなっておりますので、日程第2専決報告の審議後に審議をしたいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第2の専決報告第9号から25号が終了した後、日程第1の第1号議案を公開で行い、最後に第2号議案を非公開で行うことと決定いたします。

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第2、専決報告第9号「芦屋市教育委員会事務局職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 質問でなくて意見ですが、これほど大きな組織改正がありましたので、こういった規約の改正であつたり事務手続、処理などは本当に大変だと思っております。市のために体制をよくしてくださろうという気持ちが伝わってきますので、引き続き、よろしく願いいたします。組織が変わるときが一番大変だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

教 育 長) 前の部長にあった権限が室長に下りたと考えたらいいですか。

教 職 員 課 長) 部長にあった権限が下りたわけではなくて、部長と課長の間に室長という新たな職ができましたので、今回の新たな組織体制の中で、室長に下ろせる権限について整理させていただいたところがございます。

実際に今回の室長制を行う中で、適宜、点検を加えながら、権限については一定整理していく考え方でございます。

教 育 長) スピード感を持って対応していただくことになろうかと思

います。教育部長1人なので、その部長が全体を掌握するとき
に、室長が十分に機能してください。権限規程にあるように、
自分の役割を十分認識して、出発点になるので部長は部長の仕
事を、室長は室長の仕事をして内容のあるものにしていかない
といけない。

部長は進行管理をしっかりやってほしいなと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第10号「芦屋市立打出教育文化センタ
一条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題
とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

改正内容としては、合議先が変わったということですね。

教 職 員 課 長) 合議先につきましては、従前は学校教育課となっていたと
ころです。資料の3ページから4ページにかけて、それぞれ合
議先が規定されていた項目がございます。これまで、学校教育
課という形になっておりましたが、今回、組織改正で学校支援

課、保健安全・特別支援教育課が設立されております。こちらにつきましても内容について精査したところ、合議の先として規定する必要がある判断となりましたので、この学校教育課にこの2課を加えるところでございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第11号「芦屋市立青少年愛護センター
処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題としま
す。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第 1 2 号「芦屋市民センター運営条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

<専決報告第 1 2 号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長) 続いて、専決報告第 1 3 号「芦屋市立公民館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

<専決報告第 1 3 号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長) 続いて、専決報告第 1 4 号「芦屋市立図書館処務規則の一

部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

分室長は打出分室のことを想定していたのですか。どこを想定していたのですか。

図書館長) 25年ほど前に、大原分室に一時分室長を置いていたという
ことでございます。

教育長) 分かりました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

<専決報告第14号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教育長) 続いて、専決報告第15号「芦屋市教育委員会事務局等職
員の服務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と
します。

提案説明を求めます。

教職員課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

上月委員) (2)の改正後に室長と記載されており、(3)でもう
1度室長の記載があります。そのところをもう1回説明してい

ただけますか。

教職員課長) こちらの部分は、スペースが真ん中に1つ入っていると思いますが、そのスペースより前が職員を指していて、スペースを空けて、それ以降に、その職員に対する所属長が書いているという表現の仕方になっていまして、ここで第2条第2号につきましては、室長の、この規則でいう所属長が誰なのか、スペースを1つ空けて「部長」と書いている。室長の所属長は部長と、ここで表しております。

下の3号につきましては、課長、主幹、所長、センター長、館長、この人たちの所属長に当たるものは室長が所属長ですと表していることとなります。

河盛委員) 今の説明を聞くと分かるのですが、説明を聞かないと普通は分かりません。もうちょっと分かりやすく書く方法はないですか。説明を聞いたなら分かりませんが、普通にこれを見たら分かりません。

教育部長) もとの服務規則自体がこういう書き方になっていまして、非常に分かりづらいのはあろうかと思えます。

新旧対照表においては、どうしても現行の規則の改正前と改正後となっておりますので、そこはそのとおりにしか書くべきがなく、もとの服務規則が分かりにくいということです。

「この規則において「所属長」とは、次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる者をいう」、ここ自体の表現が非常に分かりにくいものになっておろうかと思えます。御指摘の点は、まさにそのとおりかと思えます。

河盛委員) 職務権限の改正などは、一応、これを見ただけである程度

分かります。(3)も、それに近い表現がなかったのかな。しようがないといったらしようがないですが。

教育部長) そうですね、規則自体は非常に読み込みづらい文章になっております。申し訳ありません。

教育長) 条例や規則上の表記としては、これが普通の表記ですか。

教育部長) いつここの部分が表記されたのかというと、わからないです。

河盛委員) 普通の日本語であれば、例えば室長については部長とか、課長・主幹・センター長・館長については室長というと、日本語としては非常に正しいような気がするのですが。そういうわけにはいかないですか。

教育長) 森川委員、どうですか。

森川委員) こういう表現は、私も知らなかったですね。

極楽地委員) もし、変更する場合には、規則の改正が必要ということですね。大もとのサービス規則自体の表現を改正する必要があるということでしょうか。

教育部長) はい。

教育長) このような意見があったということは、分かりやすい表記が必要と思います。ここでこういう議論が出たことを今後検討してみてください。

教育部長) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第15号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第16号「芦屋市教育委員会ハラスメント防止等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第16号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第17号「芦屋市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第17号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第18号「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育室長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

前回に決まっていなかった分を今回上げたということですね。

社会教育室長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第18号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第19号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育室長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第19号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第20号「芦屋市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

人事異動に伴う交代ですね。

スポーツ推進課長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第20号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第21号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

上 月 委 員) 西端委員は、何年務められたのですか。

青少年愛護センター所長) 西端委員は1年になります。昨年度の1年間でございます。

上 月 委 員) 任期2年とあって、定年退職まではまだおありだと思っておりますが、大石委員に代わられる理由が何か分かりますか。

青少年愛護センター所長) 中学校の校長会と協議をしまして、毎回委員は指名していただいております、推薦された方に委嘱させていただいております。

教 育 長) これは、人事異動のためではないですね。上月委員が気にされているのは、1年間で代わるのは、どうしてなのかという素朴な思いがあったと思います。

上 月 委 員) 西端委員が2年務められても、変わらないと思うので、中学校で変更があったのはなぜなのでしょう。

青少年愛護センター所長) この点につきましてはまた確認させていただきます。

教 育 部 長) 校長先生等をお願いをする場合は、役割分担で依頼をさせていただいておりますので、その中で、今回は恐らく代表校長という立場ではなくこちらを受けていただいているようですが、様々な委員の中で校長先生に受けいただくものがございまして、この委員については、この校長をと御推薦をいただいた形で委嘱をお願いしている状況です。

上 月 委 員) 分かりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第21号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第22号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第22号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第23号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 大石先生は通算在任期間1年になっていますが、再任ではないですか。

青少年愛護センター所長) 大石委員につきましては、令和3年度に1年間委員を務め

ていただいております。令和4年度は、委員は外れていたのですが、今回新たに委員をお願いすることになりましたので、少し分かりづらいですが、通算の在任期間としましては、既に1年ある形になってございます。

教 育 長) 通算の在任期間が1年であれば再任と見ますが、期間が空いているということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第23号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第24号「芦屋市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

人事異動があってもなくても、校長先生が集まって、誰が何を持つかを決定していただいて、このように再任になったり、代わったりするということですね。だから、改めてこの時期でないと出せないということですね。

公 民 館 長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第24号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第25号「芦屋市立図書館協議会委員の
委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

図 書 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) ほかの委員の方も含めて、例えばPTAの方などは、5月
に総会がありますので、今、小林さんは副会長でいらっしゃい
ますが、役職が会長さんに変更されると思うのですが、特に専
決や議案などはなく、事務的な処理だけで済む形でしょうか。

図 書 館 長) 4月1日の時点では副会長とお伺いしておりますので、P
T Aの総会後に、その辺りの役職は変更したいと思います。

極 楽 地 委 員) では、事務的な変更だけで済むということで、ほかの委員
含めて認識いたしました。

教 育 長) 推薦団体が変わるとなれば、また違うかと思いますが、推
薦団体が変わらずに、その中の役職が変わられる場合は、推薦
団体と教育委員会がお互い了解することで、ここまで上げるこ
とはないということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第25号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、日 程 第 1、第 1 号 議 案 「 令 和 6 年 度 使 用 芦 屋 市 立 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 の 採 択 に 関 す る 基 本 方 針 (案) に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

保健安全・特別支援教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

森 川 委 員) 基 本 方 針 の 中 の 2 ペ ー ジ 目 の 形 式 的 な と ころ で す が、ま ず 1 の (1) 「 調 査 研 究 専 門 委 員 会 」 と 書 い て あ る の で す が、 2 の (4) だ と 「 調 査 研 究 専 門 員 会 」 と な っ て い る の で す が、 こ れ は 「 委 員 」 と 「 員 」、ど ち ら が 正 し い の で す か。

6 ページの規則を見ると「調査研究専門員会」となっているので、1の(1)の「委員」が間違っているのでしょうか。

教 育 部 長) 「 専 門 員 会 」 で す ね。規 則 が 「 専 門 員 会 」 で す の で。

保健安全・特別支援教育課長) 6 ページの真ん中にあります「調査研究専門員会」が正しいです。

教 育 長) 調 査 専 門 員 の 会 で す ね。

保健安全・特別支援教育課長) はい。

森 川 委 員) あ と も う 1 個、基 本 方 針 の 3 の (1) 「 教 科 用 図 書 の 採 択 は 公 正 に 行 わ れ る 必 要 が あ り、外 部 か ら の 不 当 な 影 響 に よ り 採

択結果が左右されることのないようにする」は当然のことだと思いますが、去年、大阪府藤井寺市で教科書選定をめぐって汚職事件があつて、業者から関係者、校長であつたり教育委員であつたり教員であつたり、非常に働きかけがされたという報道でして、再発防止に向けての取組が、藤井寺市は当然ですが、ほかの市でもなされているような報道を見たことがあります、芦屋市では、その辺りは何か取り組まれたことや、これから取り組まれることはありますか。

学校教育室長) 過去にも、いろいろな他市町の事例も含めて、気を付けていくべきところもありまして、基本は綱紀肅正といいますか、そういったところで業者とのやり取り、しっかりそこは管理職自ら襟を正すように各学校には、年間通じた中でいいますと、定期的に、別に教科書選定に特化せずですが、綱紀肅正の中に含まれた形となっております。

教 育 長) 公正に行われる必要があるので、今回も委員に誰がなっておられるかは一切伏せる。その方も言わない。出張に行くときも、それは表に出さない形でやっていただく。

教科書の採択も3段階で決定します。専門員会が調査をし、次に、ここでいう選定委員会を経て、最終決定は教育委員会の5人で決めます。

選定の最後の責任は我々5人が合議で決定することになります。

森 川 委 員) 今、デジタル教科書を巡る議論が活発化されているように出てまして、本市でも去年、小学校5年生か6年生以上から英語についてデジタル教科書が使われているように見たのですが、

今後のデジタル教科書との関係は、結構難しい問題がいろいろ出てくるように思うのですが、その辺について、何か研究がされていたりするのでしょうか。

学校教育室長) 国が打ち出していますのも、すべてデジタルにするのではなくて、紙との併用がそもそもの路線です。それでいくと、デジタルに合う発達段階教科、この辺りについて国をもってして調査研究という形で、幾つか市の中で割り当て取り組んでいます。

例えば、英語は全校ですが、小学校高学年と中学校。算数は例えば山手小とどことか教科で分散させた形です。今、手元に詳細資料はないですが、幾つかの教科を幾つかの学校で分けて、検証して、それを県に報告、県が国へ報告という流れがございます。

一応聞いていますのは併用と、デジタル教科書に関しても同じ無償化の方向で、大体1人分が800円から1,400円ぐらいかかるらしいですが、それも無償化の方向とは聞いております。指導書は別となります。

併用の調査研究をしながら進めている。やっぱり「書く」という活動は、タッチペンよりは鉛筆がよいという声があります。適宜、どういう形が一番いいのかということは、全国でそれが集約されつつある、今、状況でございます。それは、本市ももちろん手を挙げております。

教 育 長) 県主導型ですね。

学校教育室長) そうですね。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 　ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) 　続いて、第2号議案「令和5年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

〈非公開審議〉

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 　非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議　終了〉

教 育 長) 　閉会宣言